

令和3年度 第3回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

開会年月日 令和4年1月14日(金)

場 所 本庁舎9階901会議室

出席者	教育委員会	委員長	堀 和夫
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	井形 樹
	幼稚園長会	委員	中島 眞佐美
	校長会	委員	矢島 直行
	同	委員	神山 信次郎
	学校生活指導担当教職員	委員	安森 博司
	同	委員	齋藤 元
	保護者代表	委員	田中 誠一
	同	委員	松永 紀子
	教育委員会	委員	木村 勝巳
	同	委員	山本 浩司
	同	委員	小野 弥生
	同	事務局	萩原 忠幸
	同	事務局	原 僚平
	同	事務局	小林 宏幸
	同	事務局	紺多 章一郎

令和4年1月14日

## 1 教育委員会あいさつ

### 【教育振興部副参事】

それでは、定刻前ではあるが、出席予定の皆様がおそろいなので、令和3年度第3回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を開会する。

議事に入る前までは、教育振興部副参事が進行を務める。本来は、教育指導課長が進行を務めるところであるが、本日は公務のため欠席となる。ご理解のほどよろしくお願いする。

今回も、様々なご意見を頂戴したい。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただく。

初めに、教育長よりご挨拶申し上げます。

### 【委員長】

本年もよろしくお願い申し上げます。

寒い中、また、オミクロン株の都内感染者数が、昨日の段階で3,000人を超えた状況ではあるが、お集まりいただき感謝申し上げます。

令和3年度練馬区いじめ等対応支援チームも3回目になり、今年度のまとめの段階となった。7月に実施した第1回の協議会では、いじめを確実に認知するための方策について、また、11月の第2回では、情報モラル教育やいじめ問題に対応する教員のスキルアップ等について、皆様方からご意見を頂戴したところである。なお、11月末に発覚した内容だが、残念ながら、第2回の会議の終了後に、SNS練馬区ルールリーフレットを媒体とした個人情報の不適切な取扱いという事案が発生した。後ほど、これについては、顛末等も含めて説明し、報告したいと思っている。

本日も様々なご意見を頂戴して、実りある会にしたいと思っている。

## 2-1 (議事) 練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱の改定について

### 【教育振興部副参事】

それでは、これより議事に入る。これからは委員長が進行を務める。

### 【委員長】

本日の審議事項はないが、報告事項が3点ある。まず事務局より報告をさせていただいた

後に、それぞれのお立場からご意見、ご感想などを頂戴できれば幸いです。

次第に沿って進めさせていただく。

まず、1点目である。『練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱』の改定について、ご報告をさせていただきます。

#### 【事務局】

それでは、資料に基づいてご報告する。

本内容については、現在、他部署とともに改定作業を進めており、本日は案としての方向性をご報告する。内容が確定した際に、改めて次年度以降の本協議会にてご報告する。

それでは、初めに資料1『いじめ等対応支援チームおよびいじめ等対応支援特別チームの位置付けについて』をご覧ください。両チームの位置付けであるが、これまでは、重大ないじめ等が発生した際、「いじめ等対応支援チーム」の下部組織として、「いじめ等対応支援特別チーム」が置かれることが設置要綱に記載されていた。この「いじめ等対応支援特別チーム」は3つの組織で構成されており、「事故対応支援チーム」、「心理ケアチーム」、「学校事故詳細調査委員会」となっている。この「いじめ等対応支援特別チーム」は、これまでも設置されたことがある。委員については「いじめ等対応支援チーム」の委員長である教育長が選任することには変わりはないが、「いじめ等対応支援チーム」の下部組織という位置付けではなく、独立した組織として対応を進めてきた。そこで今回、実態に即した設置要綱への改定を行う運びとなった。

資料2『練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱（案）』をご覧ください。裏面が主な改定事項となる。

第8条の部分で、これまで「支援チームの基に」という文言があったが、こちらを削除するとともに、3項以降、3つの組織の具体について追記している。そのうち、学校事故詳細調査委員会については、学識経験者や医師などの第三者によって構成されることから、資料3『練馬区学校事故詳細調査委員会設置要綱（案）』のとおり別途設置要綱を作成している。

資料3においても、自殺やいじめ以外の案件について対応できるよう、今回、一部を追記した形で要綱の改定を行う。詳しくは資料3の赤字部分をご覧ください。

最後に資料4『練馬区立学校に在籍する児童生徒等の重大事態に関する対応について』であるが、こちらは改定には特に直接影響するものではないが、重大事態が発生した際の対応の流れを示した参考資料として紹介している。

以上の内容について、ご報告した方向で今後改定作業を進めたい。

**【委員長】**

ただいま説明のあった要綱の改定について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

「いじめ等対応支援チーム」の下部組織として位置付けられたものを、独立の機関として活動することとした内容である。よろしいか。

**【副委員長】**

このやり方は、他の自治体の状況を見ても、練馬区でしか行ってない。これはとてもいい仕組みだと思う。

1点、資料3の設置要綱第1条について情報提供である。現在、いじめ防止対策推進法の改正案等については、国会でほとんど議論が進んでいないが、第1条に関して言えば、「在籍し、若しくは在籍した」の文言が入る予定である。10年近く前の内容に対して調査はできないが、改正案が出されたときに、恐らく「在籍し、若しくは在籍した」が入ってくると思うので、そのときにはまた検討するようになるのではないかと思った。意見ということではなく、情報提供ということですのでよろしくお願いします。

**【委員長】**

他にはあるか。

それでは、今後、法改正がなされた際には、改正内容に合わせた文言の加入、修正等を行うことも踏まえながら、ひとまず原案の形で改定に向けた取組をさせていただきたいと思うがよろしいだろうか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

**2-2 (議事) 令和2年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況**

**【委員長】**

続いて、次の案件である。令和2年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について、資料の説明をお願いします。

**【事務局】**

令和2年度練馬区立学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について説明させていただきます。資料5『令和2年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について』をご覧ください。まずは、資料の1ページ、暴力行為の状況についてである。

暴力行為の発生件数だが、小学校で72件、中学校は67件であった。前年度に比べて、小中

学校ともに減少している。発生件数減少の要因としては、2か月間の一斉休校および学校再開後における感染症対策による活動の制限等が考えられる。

続いて、いじめの状況についてである。資料の2ページをご覧ください。

いじめの認知件数は、小学校で330件、中学校は212件であった。前年度に比べて、小中学校ともに減少している。認知件数減少の要因としては、暴力行為と同様、2か月間の一斉休校および学校再開後における感染症対策による活動の制限等が考えられる。

続いて、いじめの認知件数の学年別内訳だが、最も多いのは中学校1年生で120件だった。

資料の3ページをご覧ください。

資料内の項目(3)「いじめの現在の状況」について、いじめが解消している割合は小学校で84.2%、中学校は92.4%だった。小中学校ともに前年度より増加している。

同3ページの項目(4)「いじめ発見のきっかけ」についてであるが、小中学校ともに、学校の教職員等が発見した数が多くなっている。特に、アンケート調査など、学校の取組により発見に至ったものが最も多くなっている。

資料の4ページをご覧ください。

項目(5)「いじめの態様」についてだが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、小中学校ともに最も多くなっている。中学校においては、いじめの対応として、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が小学校に比べて多くなっているだけでなく、割合も高くなっている。

項目(6)「いじめられた児童生徒の相談状況」であるが、小中学校ともに「学級担任に相談する」が最も多くなっている。

最後に、不登校の状況についてである。資料の6ページをご覧ください。

不登校の児童生徒数は、小学校で378人、中学校は634人だった。前年に比べて、小中学校ともに増加している。不登校の主たる要因としては、資料の7ページにあるとおり、小中学校ともに「無気力・不安」が最も多くなっている。

#### 【委員長】

では、ただいまの資料5について、ご質問等があればお願いします。

#### 【委員】

資料の1ページの(2)、「対教師暴力」とは、先生に暴力を振るうということか。

#### 【事務局】

そのとおりである。子供が先生に暴力を振るうということがある。

【委員】

どの程度のものであるか。

【委員】

暴力というと、教師に対して反抗的に何か暴力を振るうようなイメージをされるかもしれないが、ほとんどの場合は、子供が不適切な行動を取っているのを教師が止めに入った際に、それを振り払ったり、手を出してしまったりするようなケースである。

【委員】

例えば担任に対しても、意図的に攻撃するというよりも、子供の感情が高ぶっていて、そこに先生が制止に入ったときに、感情がコントロールできず、つい手が出て担任に当たってしまうということが多いようである。

【委員長】

暴力行為の定義というのはどういうものなのだろうか。

【委員】

それぞれの対象に対して「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」を暴力行為と定義しており、その程度や回数、強さ、などについて厳密な規定はされていないが、暴力を働いた時点で件数としてカウントしている。その受け止め方については、人によって少し差異があるかもしれないが、定義としては、ご説明した通りである。

【委員長】

他に意見や補足等があればお願いしたい。

（意見、補足等なし）

では、カウンセリングを行っている立場から、何か付け加えることはあるか。

【委員】

昨年度の様子では、新型コロナウイルス感染症の関係もあって、子供たちの教育相談件数自体は、夏休み明けまで比較的少なかった。だが、夏休みが明け、学校が本格的に動き始めてからは、子供たちの相談件数も例年並みに戻ってきた。内容については、新型コロナウイルス感染症についてよりも、従来の教育相談の延長の内容が多かったと思う。

教育相談自体は、不登校、友達関係、学校の授業についていけないといった内容の相談が多いが、昨年は、その中に発達課題の相談も上位に出てきた。

【委員】

中学生の不登校の事例であるが、小学校の頃に、友達からいじめのような暴力を受けてい

た経験があり、それがトラウマとなり、中学生になってから不登校という形で現れたという相談が最近あった。そういう相談も、その場限りの相談では終わらないという印象を受けた。

【委員長】

保護者代表の委員から何かあるか。

【委員】

資料を見て、不登校の件数が増加していると感じた。不登校の要因として「無気力、不安」の値が大きい。おそらく、一つの対策だけでは解消できないであろうし、悩ましいと感じた。

【委員】

「無気力、不安」について、学校としてはいろいろと問題を抱えていると思うが、複合的な要因が絡み合っていると思う。同様に、保護者もいろいろなことで悩んでいると思う。今までは、「居場所は学校だよ」と背中を押してくれていたところが、「もう学校に行かなくて家でもいいよ」という状況になってしまい、親からもなかなか学校に声をかけない。そうすると、学校と保護者が連携しながらも、考え方の相違があり、解決まで長引いてしまうことがあるのではないかと思う。

【委員】

学校は、いろいろな人と出会うことができる最初の集団生活の機会であるが、保護者が入りにくくなっていることによって、子供を理解することの難しさを感じる場合がある。

【委員長】

他にあるか。

【委員】

子供が抱えているもの、例えば障害があり、それをうまく乗り越えられなくて学校に来られない子もいる。加えて、個々の家庭の事情もある。保護者と子供の関係がうまくいっていない場合や、自分の思いを保護者に伝えられないことが、長期欠席や不登校につながってしまうこともある。学校だけが子供の居場所ではない。いろいろな場所で勉強ができる環境が用意されており、児童がそちらに行く場合もあるので、そうした要素も不登校の件数増加につながっている気がする。

また、保護者が子供に「学校に行け」と言うのではなく、「学校に行かなくてもいいんだよ」、「そういった手段も大切だよ」という向き合い方をする流れも出てきている。親が子供の気持ちを理解することで、学校を休むという選択をする子供が増えてきていることも要因だと思う。

【委員長】

他にあるか。

【委員】

本校でも無気力による不登校の生徒がいるが、話を聞いてみると、頑張る意義が見いだせない、目標が持てない、自分が何のために頑張るのか分からない、などの理由で無気力になってしまうことがある。そのため、それらの課題を乗り越える力をつけさせることも、不登校を解決する一つの方法だと思う。子供たちが、自分の目標をしっかりと持てるような指導を行うことが大切だと痛感している。

【委員長】

皆さんにご意見を頂戴したいのだが、新型コロナウイルス感染症で学校が休校になったことで、生活のペースが乱れてしまったり、気持ちが途切れてしまったりして、あまり学校に行かなくなり、不登校に転じてしまうようなケースもあるのだろうか。

【委員】

私の娘も学校に行くことを嫌がっている。自宅での生活に慣れてしまうと、学校の登校時間に起きることもしなくなってしまい、「学校に行くのが面倒くさい。休んでもいい？」と聞かれる場面が結構あった。その際に、保護者によっては「休んでいいよ」と答える場合もあると思う。もし、子供が「コロナが怖いから行きたくない」と言った場合、私も「休んでいいよ」と言ってしまうかもしれない。

【委員長】

新型コロナウイルス感染症への不安や、感染対策に伴う休校が、不登校の要因となってしまうケースは見受けられるか。

【委員】

本校は、長期間学校に來られていない児童がいて、オンラインで授業を行っている。最初は、感染の不安が原因で学校に來られない状況であったが、現在は、集団生活の中に入れなことが原因で不登校となっている。オンラインで授業の様子を配信すれば、授業を受けることはできるので、段階的に別室等を使用し、少しずつ学校に慣れさせている。感染症への不安が解消されず、そのうちに集団生活になじめなくなって、不登校になってしまう児童はいる。

【委員長】

他にご質問、ご意見等はあるか。

【副委員長】

先ほども話題に出たように、フリースクールなど、学校以外の場でも学習できる機会が増えてきている。こうした状況の中で、不登校について考える場合、家庭が子供を学校へ押し出す力、学校が子供を引きつける力、学校が子供をブロックしてしまう力、家庭が子供を引きつけてしまう力、この4つの力を一人ひとり点検しなければいけないと思う。家庭が子供に対して「無理して学校に行かなくてもいいよ」と向き合うことは、文科省の考え方とも通じるところがある。法律では、生徒の休養の必要性や個々の状況を踏まえ、学校以外の場で学習活動等を行う生徒に対して、国や地方公共団体は支援を行うと定めている。このような状況を見ると、不登校に関する議論は、従前までの流れとは状況が変わってきていると認識する必要があると感じた。

【委員長】

他にあるか。

【委員】

子供の理解という点についてであるが、現在はマスクをしていることもあり、教員側が子供の様子を理解することが非常に難しい。練馬区では、小学校3年生と5年生で全員面談を行うので、面談を通じて、外部の方、専門の方からも助言をもらうことができ、非常にありがたいと感じている。

【委員】

小3面接については、今年からの導入である。小学校3年生は、自分から相談することができない場合が多いので、子供たちに、自分から相談する力をつけさせる目的で、去年、試行的に実施した。学校の負担になるのではないかという不安もあったが、導入をさせていただいた。今、役に立ったとお話を伺えたので、実施してよかったと思う。

【委員】

先ほどの発言にあった、家庭が子供を学校へ押し出す力について、一言だけ申し上げたい。教育相談でいろいろな保護者の方とお会いしていると、本当に学校に行かなくていいと考えている親は、それほど多くないと感じている。どんなに押し出しても子供が学校に行ってくれないから、仕方なく諦める場合が多いと感じる。あまりしつこく言っても親子関係が悪くなる一方なので、やむを得ず、考え方を変えてみようという対応である。多くの親は、基本的には学校に行ってくれる方が良く考えていると思う。「毎朝毎朝、欠席連絡の電話をするのがつらくて仕方ないです」という話を聞くこともしばしばあり、親もどんどん疲弊し

てしまうのだと思う。そのような問題についても支援していかないといけないと思う。

【委員長】

他にあるか。

【委員】

暴力行為についてであるが、感情のコントロールが大きな課題だと感じている。この点については、家庭の状況が影響している場合もあると思う。幼児であっても物を投げるなどの行動が見られる場合があるが、それは、その子が「嫌だ」という感情をどのように表現して良いか分からないという状況なので、私たちも子供たちのことを研究しつつ、とにかく「嫌だったよね」と受け止めたいと考えている。

【委員長】

他にあるか。

【委員】

情報提供である。練馬区では今年、不登校の子供たちへの追跡調査として、卒業生に向けた不登校実態調査を行っている。ご報告したとおり、不登校の数が増えてきている一方で、練馬区としても様々な取組を行っている。先ほどのお話にもあった小3面接のほか、スクールソーシャルワーカーも都内で一番多い人数の配置を行っている。様々な施策が充実している一方で、不登校の数が増えている状況を受け、不登校対策を見直す目的から、不登校の実態調査を実施している。

また、国も、平成26年と去年に調査を実施している。回収率は、平成26年が5.6%、去年が中学生で9.7%だった。回収率は、なかなか上がらない状況である。練馬区については、現在、調査の途中段階であるが、かなりの数のご協力をいただいております、しっかりとした分析ができるのではないかと考えている。

これらの調査結果などを活用しながら、不登校対策について、見直しを図っていきたいと思っている。調査結果が分かるのは来年度になるが、その際には情報提供させていただく。

新型コロナウイルス感染症への不安が、集団生活への不安に発展してしまわないように、学校教育支援センターでも子供たちのメンタルケアをしっかりと行っていく。

【委員長】

練馬区の調査については、今年度と来年度にかけて2年間かけて実施しているので、結果がまとまり次第、ご報告する。調査の中では、子供たちの目線から「あのときこうしてほしかった」、「こうしてほしくなかった」という内容についても答えていただく。高校生以上に

進級している生徒にとっては、触れられたくない過去かもしれないが、しっかりとした調査を行うためには、設問の中に加えざるを得ないと考えている。調査期間中は、高校生以上の生徒に向けた特別相談窓口を設置し、フォローを実施している。

現時点での回収率は25%程度である。国は5%程度だが、練馬区では25%程度の回答をいただいております、さらに面談調査も行っていきたいと考えている。また、次年度は、フリースクールなど、練馬区の子供が通っていると思われる場所にも調査を行い、できる限り子供たちや保護者の希望に沿うような形で、不登校対策に取り組んでいきたい。

それでは、本件については以上とする。

### 2-3 (議事) 情報モラル教育について

#### 【委員長】

議題の3番目である。個人情報のモラル教育についてご説明をさせていただきます。

#### 【委員】

1点、追加の資料を机の上に置かせていただいた。

会の冒頭で委員長からも言及があったが、机にお配りしたリーフレット『SNS練馬区ルール』に関して、個人情報の不適切な取扱いに関する事案があったので、ご説明をさせていただきます。

まずは、リーフレットについてご説明する。1ページ目は、SNS練馬区ルールである。練馬区として「自分のために、相手のために、家族のために」を目的に、適切な利用に向けた10の決意をお示ししている。前回、情報モラル教育に関する議論の中でも少し触れさせていただいたが、子供たちは、学校よりも家にいる間にSNSを利用する機会が多く、学校だけでルールをつくっても、そのルールを子供たちに徹底させることが難しい。そのため、次ページでは、「我が家のSNSルール」として、家庭のルールを作成するページを用意している。SNSを使用する時間は1日何時間まで、何時までには終わらせる、など、生活習慣を乱さないようにするルールや、パスワードを使用した管理などの項目がある。また、家庭内でSNSのパスワードを共有しておく、といった提案も含まれている。これは、子供たちが危険なサイトや見知らぬ人との接触などにより、犯罪に巻き込まれたり、事件に巻き込まれたりしないように配慮して作成した項目である。さらに、「次の内容はSNSに投稿しません」と書かれた項目では、個人情報に関わるルールづくりを目指している。「次の場面ではスマホは使用しません」(例：食事中)などの使用場面についての項目も用意しており、

様々な視点から家庭内のルールを作成できるようにしている。

本協議会においても、このリーフレットを作成する際には、リーフレットの内容や活用方法について、いろいろなご意見をいただいた。

令和2年6月に各学校にリーフレットを配布し、学校で活用を開始した際、一部の子供たちから、リーフレットにパスワードを書かせた状況で回収をしてしまったという事案が発生した。

資料6『区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて』を見ながら、もう一度、ご説明をさせていただく。資料の中段に、今回の経過という箇所がある。リーフレットを配布した際、家庭内でのルール作成を推進する目的から、学校側の働きかけとして、単に「ルールを作成しておいてください」と言うだけで終わりしないように、教育委員会から各学校に対応をお願いし、学校から各家庭にもお願いをした経緯があった。具体的には、学校が子供たちから、パスワードを記載していない状態のリーフレットを集め、家庭内ルールの作成状況を確認するというものである。各学校には、令和2年8月時点の通知で、パスワード記入欄については、個人情報となるため、未記載、もしくはマスキングをするように伝えた。

しかし、昨年11月に、区立中学校1校において、パスワードが記載されたままのリーフレットを一部集めてしまったことが分かった。

学校は、12月の三者面談の際に使用して返却する目的で、配布および回収をする予定を事前に周知していたが、パスワードについて「未記載」または「削除もしくはマスキングした状態」で提出する旨の説明を失念していた。その結果、リーフレットの提出を受けた276名のうち36名分に、パスワードの記載があった。

当該校では36名の生徒の全家庭にリーフレットを返却し、さらにパスワードの変更をお願いする対応を行った。また、教育委員会は、11月30日に当該事案の発生を確認して以降、全校宛に注意喚起の通知を12月1日付で発出、別途、臨時校長会等でもその旨を周知した。

資料6の裏面をご覧ください。【今後の対応】欄に記載のある通り、机上にお配りしたリーフレットは今後使用せず、パスワードを記載する部分について削除をしたものを今後は活用していく。そのため、改定前の資料である当該のリーフレットは、後ほど回収させていただきます。

本事案が発生してから1か月余り経過したが、これまで本事案以外で類似する事案の報告や関連するトラブルは起きてない。関係される皆様に大変なご迷惑、ご心配をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。

報告は以上であるが、練馬区ルールや家庭内のルールづくりについては、今後も、推進していく必要があると考えている。教育委員会としての考え方について、改めて、事務局から説明をさせていただく。

#### 【事務局】

それでは、続いて、今回の事案を受けて、今後の対応等について教育委員会内で協議を行った内容を、3点ご報告する。

1点目は、先ほどのSNS家庭ルールの作成に関する推進方法についてである。東京都青少年の健全な育成に関する条例では、インターネット依存や犯罪被害の防止等を理由に、インターネット利用に係る保護者の責務として、利用状況を適切に把握したり、利用ルールを定めたりするなどして、適切な利用に努める必要があることが明記されている。そのため、練馬区においても、家庭でSNSルールを作成し、共有することが必要であると考えている。

そこで、東京都が作成している『SNS東京ノート』や、パスワード記載欄を削除した『SNS練馬区ルール』を配布、活用し、児童生徒への指導や家庭への啓発を引き続き推進していく。

ただし、具体的な各家庭のルールについては、家庭によって様々な考え方があることに留意する必要があるため、具体的な指導は行わず、各学校は、家庭におけるルール作成の啓発や作成状況の確認までに留めることとする。

以上が1点目の報告である。

2点目は、家庭でのパスワード共有に関する考え方である。小学生などは、発達段階によっては、自分で善悪の判断をすることが難しく、保護者が把握していないうちに、知らない人と連絡を取ってしまったたり、犯罪被害に巻き込まれたりしてしまう可能性があるため、保護者による管理が必要であるとする。一方で、子供の人権という観点や、子供であってもパスワードは個人で管理するべきであるという考え方もある。そのため、パスワードの共有については、教育委員会として一律で決めるものではなく、各家庭でよく話し合っていたり、各家庭で判断することとする。以上が2点目の報告である。

3点目は、情報モラル教育の更なる充実についてである。先ほどご案内した『SNS東京ノート』、『SNS練馬区ルール』については、引き続き、活用を推進していく。加えて、東京都が実施している「親子スマホ教室」などの出張授業、出前教室等の取組を、引き続き、各校で行い、充実を図っていく。さらに、今後、情報モラル講習会の拡大や、児童生徒用のタブレット端末を活用した情報モラル教育の実践などについて、検討を進めていきたいと

考えている。

【委員長】

事故の顛末、その対策については、ただいま申し上げたとおりである。ご質問、ご意見等があれば願います。

【委員】

パスワードが書かれたリーフレットの回収に関する件は、私たちの耳にも入った。その際の反応として、賛否はあった。パスワードを提出させてしまった点は落ち度だったと思うが、SNSのパスワードは、親が聞いても子供はなかなか教えてくれないものであり、そこに踏み込む手段としてはとても良いという意見もある。そのため、パスワードを聞くことのすべてが悪いとは思ってほしくないと感じている。子供に、パスワードを聞くことを良しとしている人もたくさんいることをお伝えしておく。

【委員長】

他にあるか。

【委員】

報告にあった、SNSのルールづくりや家庭でのパスワード共有、家庭での判断、情報モラル教育の推進などは、区と学校で連携して推進していきたいと思っている。

一方で、個人情報の取り扱いは、子供に指導をする立場として、判断が難しい場面もある。小学校の現場としては、SNSの取り扱いについて、とても危機感を持っている。子供が無意識で友達の動画を撮って、拡散してしまうこともあり得る。

家庭ごとの判断を尊重するという視点もあるが、家庭側でこのような危険性を分かった上で判断しているのか、それとも、ただ与えて自由に使わせているのかによっても状況が違ふと思う。親が思っている以上に子供はすごいことをやっているということを、保護者にも啓発していかないと危険なのではないかと思っている。

【委員】

それが良いと思う。例えば、自分の子供がT i k T o kに動画を上げていることを保護者が全く知らず、友人の親から「ねえねえ、お宅のお子さん、T i k T o kに動画を上げているよ」と言われて初めて認識する、といった話をたくさん聞く。

【委員】

SNSのルールづくりや啓発は、非常に良い取組だと思っている。本校では、生活指導主任を中心に実施している。子供にSNSへの理解を深めさせることと、家庭において、子供

と保護者がSNSの使い方を話し合う機会を作るために実施している。

中学生の場合、中学校に進学するときにスマートフォンを買ってもらふことが多い。また、誕生日、高校入学などの際にも買ってもらふ場合もある。その都度、SNSの取り扱いについて考えさせる意味では、『SNS東京ノート』や『SNS練馬区ルール』などがあると、家庭の中で話をする良い機会になると思っている。

子供は巧妙であり、親が思っている以上に順応性が高い。仮にパスワードをかけたとしても、抜け道はいくらでも持っている。そういった状況を、親や学校が理解する意味でも必要であると思う。これをうまく活用していけば、多くの子供にとっても、SNSの理解を深める良い機会になると思うので、活用していきたいと思っている。

**【委員】**

本校でも、SNS家庭ルールを参考にして、何かあったらそれを見ながら振り返っている。

私は6年生の担任をしているが、ここ最近、スマートフォンを持つ子が増え、オンラインゲームをしている子供たちも増えてきている。クラスのLINEグループというものもある。以前に、小さなトラブルがあって、保護者の方に何件かお電話したときに、「先生、LINEグループはもっとあります。学年LINEまでありますよ」と教えていただいたことがあった。また、私から「LINEグループが3つくらいありますよね」と話したところ、「え？知らなかったです」と驚かれる保護者の方もいた。私たちが知らないところで、子供たちのSNS活用はどんどん進んでいる。少しでもSNSに情報を載せてしまうと、一気に拡散されてしまい、簡単に削除ができない世界なので、その点も、しっかりと指導しながら、日常のモラルと同じように、情報モラルも高めていく。私たち教員もSNSの理解や対応力を高めていく必要があると感じている。

**【委員長】**

他にあるか。

**【委員】**

子供たちがスマートフォンを与えられている様子は、私もよく見かける。子供たちは、よくゲームなどを行っている。子供たちがこれからスマートフォンやSNSを活用していくにあたり、幼少期のうちから、保護者にも啓発していくことが重要だと思った。

**【委員長】**

他にあるか。

それでは、情報モラルについての議題は以上とする。本日は、3件のご報告をしたが、こ

のほかに何かあれば、お願いしたい。

(意見等なし)

### 3 事務連絡

#### 【委員長】

それでは、最後に事務局より事務連絡を申し上げる。

#### 【事務局】

事務連絡を3点させていただく。1点目は、次年度への引継ぎに関する内容である。本日の協議会をもって、今年度の連絡協議会は終了となる。ご協議いただいた内容等については、議事録を毎回作成しているため、そちらを次年度の委員等に確実に引き継いでいく。今年度の委員の皆様には様々なご意見を頂戴したこと、大変感謝申し上げます。

2点目、練馬区教育実践発表会についてである。前回の協議会でもご紹介したが、いじめ防止に関する各校の取組等の表彰について、令和4年2月3日(木)に集合型で実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、オンライン開催へ変更となった。

3点目である。先ほど、追加でご提示した『SNS練馬区ルール』については、会議終了後回収させていただくので、机の上に置いていただくようお願いする。

#### 【委員長】

以上である。

これで、本年度の連絡協議会が終了した。1年間、大変ご協力をいただいたこと、感謝申し上げます。

以上をもって、対応支援チームを終了する。

— 了 —